

○ 公益通報の処理状況（令和6年度、全任命権）

（単位：件）

		受付件数	通報事実を 確認した件数	うち職員の処分 に至った件数	（参考） 前年度 の受付件数	
内部 通報	公益通報窓口 又は通報相談 員に通報され たもの	顕名通報	10(1)	2	0	8(3)
		匿名通報	3(1)	2	0	3(0)
	上記以外の窓口に寄せられた もの		7	3	2	2
	小 計		20(2)	7	2	13(3)
外部 通報	本市に処理権限 のあるもの	顕名通報	11	3	0	4
		匿名通報	1	0	0	2
	本市に処理権限のないもの （他の行政機関を教示）		0	—	—	0
	小 計		12	3	0	6
合 計		32(2)	10	2	19(3)	

（注）1 （ ）内は、外部窓口の受付件数で内数です。

2 内部通報とは、本市の行政運営上の法令違反行為等を対象とする通報をいいます。

3 外部通報とは、国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる 505（令和7年4月1日現在）の法律（食品衛生法等）に規定する犯罪行為、法令違反行為で、本市が処分等の権限を有するものを対象とする通報をいいます。

（主な通報内容）

- ・ 勤務態度不良（勤務時間中の職場離脱）に関するもの
- ・ 営利企業等の従事許可に関するもの